

# 議会だより

平成25年第3回市議会が、9月2日から9月24日までの23日間の会期で開催されました。今回は、平成25年度都城市一般会計補正予算など市長提出議案43件、諮問1件、議員提出議案2件、請願3件、陳情2件、報告3件の合計54件について審議された結果、平成24年度歳入歳出決算認定議案16件が継続審査、請願3件が継続審査、陳情1件が不採択となったほかはすべて可決、採択、同意されました。

9月議会では、6日間にわたり一般質問が行われ、22人の議員が質問に立ち、活発な議論が交わされました。主な内容は次の通りです。

## ◆児童館における子育て支援について

**質1** 市の児童館活用計画について伺いたい。

**答1** 児童館の活用については、「児童館ガイドライン」に基づいて、運営しています。児童館は、遊びを通して、子どもの自主性や創造性を育むとともに、より良い人間関係を築く場です。

このため、地域の身近な相談の場として、子どもたちや保護者が安全で、安心できる空間づくりを

継続していく必要があると考えています。

今後の計画については、放課後児童クラブ、放課後子ども教室との役割分担なども含めて、現在設置している「都城市子ども・子育て会議」の中で検討し、その方針を示していきます。

**質2** 児童館の日曜開館について伺いたい。

**答2** 今後、日曜日に開館が必要という声が多い場合は、検討する必要がありますと考えています。

ただし、日曜開館を行う場合は、職員数の増員が見込まれるため、費用負担などの問題も考えられます。

このような点も含めて、「都城市子ども・子育て会議」の中で、総合的に判断していきます。

## 25年度補正予算（8件）

【一般会計】 9億2,797万3千円  
【特別会計】 5億3,546万1千円

## 24年度決算の認定（16件） 〔継続審査〕

### 条例の制定・一部改正（7件）

◇都城市税条例の一部を改正する条例の制定について ほか6件

### その他（12件）

◇財産の取得について ほか11件

### 諮問（1件）

◇人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

### 議員提出議案（2件）

◇「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書 ほか1件

### 請願（3件）〔継続審査〕

### 陳情（2件）

◇地方税財源の充実確保を求める意見書の提出についての陳情書 ほか1件不採択

### 報告（3件）

◇専決処分した事件の報告について ほか2件

**質3** 児童館のランドセル来館について伺いたい。

**答3** 放課後の安全な居場所づくりとして、放課後児童クラブと放課後子ども教室、児童館があります。

これまで、保護者が仕事などで家庭にいない児童の放課後の居場所として、放課後児童クラブを各小学校に設置してきました。現在、放課後児童クラブ未設置の小学校は9校あり、そのうち6校は、放課後子ども教室を開設しています。

この中で、放課後児童クラブ、放課後子ども教室が設置されていない石山小学校では、他の児童館と同じように、いったん自宅に帰宅してから地区内の児童館を利用

することを原則としています。石山小学校児童の放課後の状況としては、約8割の児童がスポーツ少年団などに加入していて、残りの2割が帰宅しています。

児童がいったん帰宅せず、直接、児童館に来館することを認めるためには、保護者の責任の下で実施することが必要であると考えています。また、学校や保護者の理解と協力が必要ですので、現在関係機関との調整を図っていると述べています。



## ◆子宝支援事業について

**質1** 少子化対策の考え方について伺いたい。

**答1** 少子化対策については、若者支援や結婚・妊娠・出産の支援、そして子育てという段階がありますが、それぞれの段階ごとに課題をしっかりと見極め、それに対応した施策を進めていくことが効果的であると考えます。

「都城市子ども・子育て会議」の中で市民の皆さんの意見を聞きながら、段階的に課題を整理し、それに基づいた施策を検討していきたいと思えます。

**質2** 不妊治療の現状について伺いたい。

**答2** 全国的に結婚年齢や妊娠出産年齢の上昇、医療技術の進歩などで、不妊治療を受ける人が年々増加しています。平成8年に5万件未満であった件数が、平成22年には24万件を超えています。

不妊治療には、一般不妊治療と高度な技術が必要な特定不妊治療があります。治療を受ける人にとっては、身体的、精神的な負担が大きいものとなっています。

**質3** 市独自の不妊治療助成の取り組みについて伺いたい。

**答3** 現在、市独自の不妊治療助成事業の取り組みは実施して

いません。不妊治療についての相談があった場合は、県が実施している特定不妊治療助成事業の紹介をしています。

今後は、検討を進めている「都城市子ども・子育て会議」の中で課題の一つとして取り上げ、検討していきたいと考えます。



## ◆都城歴史資料館の現状について

**質** 都城歴史資料館の活用状況を伺いたい。

**答** 常設展示のほか、毎年3回の企画展を開催し、そのうち2回は小学生の教育課程に合わせた展示を行っています。4月から9月は、小学校高学年から中学生を対象に「原始から古代時代」を展示し、1月から3月は、3年生を対象に「昔の道具」を展示するなどして、子どもたちの郷土学習の場として活用しています。また、歴史体験学習の会場とし

て庭園や和室の利用、イベントなどにお茶室の静山亭や庭園も活用しています。

なお、来年1月13日まで、歴史資料館開館25年企画展として、国指定の大島畠田遺跡から出土した遺物の展示会を開催しています。



## ◆地域活性化事業について

**質1** 基金創設に至った市長の思いと期待について伺いたい。

**答1** 急激な人口減少や高齢化の急速な進行など、中山間地域を取り巻く環境は、大変厳しくなっています。

そのような状況の中、中山間地域などの地域課題に早急に対処し、地域活性化につながるさまざまな地域振興事業を支援するため、今年度、地域振興基金2億円を積み立て、平成28年度までの4年間を事業期間とする地域活性化事業を創設しました。

地域の皆さんと総合支所・地区市民センターの職員が、自主的に取り組み、大いに地域の活性化に

活用してもらうことを期待しています。

**質2** 具体的な取り組みについて伺いたい。

**答2** 地域活性化事業の積極的な活用を図るには、各総合支所や各地区市民センターからの情報提供、相談体制の充実を図ることが重要であると考えています。

今後、地域の取り組みの参考にしてもらうため、県など関係機関と連携し、総合支所や地区市民センターの担当職員、地域づくり団体などを対象に、国や県などの中山間地域等振興施策の説明や先進事例を紹介するセミナーを開催する予定です。

## 傍聴においでください

市議会は、3月、6月、9月、12月の定例会や臨時会で、市民の皆様の生活に関係の深い議案や請願などを審議します。傍聴席は、市役所西館6階にありますので、ご自由においでください。

また、BTVケーブルテレビでも、市議会の中継放送や録画放送を行っています。

◎問い合わせ 議会事務局 ☎ 23 - 7869

# 平成25年度 都城市文化賞

都城市文化賞は、文化の向上、発展に顕著な業績または功労のあつた個人、団体に対して、都城市文化賞条例に基づき贈呈されるもので、旧都城市も含め、これまでに96人、7団体に授与されています。8回目となる今年度の文化賞には、芸術部門と文化功労部門で、それぞれ1人が選ばれました。

◎問い合わせ 生活文化課 ☎23-2132

## 芸術部門

木脇 秀子さん (平江町)



子どもの頃から絵画に興味のあつた木脇秀子さん。結婚後、家事や子育ての傍ら、趣味で油絵を描き始めました。昭和49年、高校時代の恩師の勧めで、二科展に初めて出品した作品が入選。このことをきっかけに、本格的に油絵を描き始めました。

半世紀の歴史を持つ「城美会」に、昭和59年に入会し、現在は理事を務めています。また、平成12年から現在まで、市美術展の実行



委員を務めるなど美術文化の向上・発展にも尽力しています。現在まで、個展を数多く開催しながら、二科展にも精力的に出席を続けていて、平成3年に特選、平成13年に会友賞、平成22年に会員賞など数々の賞を受賞。現在では、二科会審査員として、市内だけにとどまらず、国内の後進の指導にも力を入れています。

## 文化功労部門

野添 律子さん (山之口町)



20代の頃、父親からの勧めで、三味線を始めた野添律子さん。昭和60年には、山之口麓文弥節人形浄瑠璃保存会に入会し、先輩の指導の下、練習に励みました。

楽譜のない三味線を耳と現存するテープを頼りに練習し、昭和61年3月、第11代目の三味線奏者として初舞台に立って以降、現在まで29年間、三味線奏者として古浄瑠璃と呼ばれる300年前の芸態を今に伝えています。



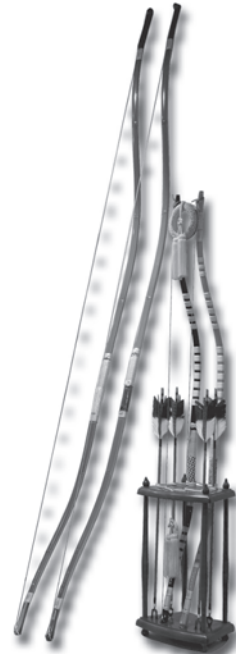
野添さんは、年4回開催される山之口麓文弥節人形浄瑠璃定期公演だけではなく、山之口麓小学校の学習発表会や運動会での披露、同小の児童を対象にした「麓文弥節人形サークル活動」などにも指導者として参加し、後継者の育成にも力を注いでいます。

## 都城大弓

昭和59年、宮崎県伝統的工芸品に、平成6年、経済産業大臣の伝統的工芸品の指定を受ける

江戸時代初期に製法が確立されたといわれ、200以上の工程の全てを、1人の弓師が手作業で仕上げています。

一人前の弓師になるには、10年以上の歳月が必要とされ、特に竹を均一に削る「竹削り」



都城大弓

や、約100本のクサビを打ち込んで型を整える「弓の張り込み」などの工程は、長年の勤と技術が求められます。

日本唯一の竹弓の産地として知られる都城。全国の製品のほとんどが本市で作られています。

## ロクロ工芸

昭和60年に県伝統的工芸品の指定を受ける

戦後、タンスの部品や飾り柱、人形の杵やうすなどの小物製造を経て、碁笥（碁石入れ）が作られるようになりました。ケヤキやサクラ、クワなどを材料にして、製材から乾燥、仕上げ、塗りの工程を経て製作されます。

艶やかで自然な丸みを帯びた形状が特徴のロクロ工芸。近年は、ロクロ工芸で生み出される木の風



ロクロ工芸

合いや木目を生かしたワイングラス、皿など新たな製品も作られていて、高く評価されています。

# 都城市の伝統工芸品

## 本場大島紬

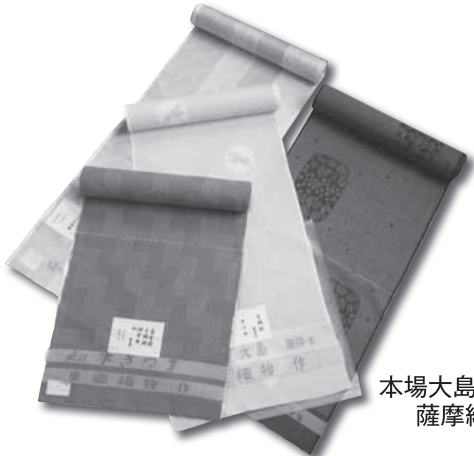
昭和50年に経済産業大臣の伝統的工芸品の指定を受ける

薩摩紬  
昭和59年に県伝統的工芸品の指定を受ける

伝統の技術を守りながら製作される本場大島紬は、絹糸のしなやかな肌触りが特徴です。細やかな数々の緋の組み合わせと草木染めにより、ぬくもりのあるさまざまな模様が生み出されます。

また、薩摩紬は、

細い錦糸を素材に大島紬の緋の技法を用いています。そのため、風合いは絹のようにしっとりとしていて独特の光沢があります。染めと乾燥の工程を40回程繰り返すことで、深く濃い藍色を出すことができます。



本場大島紬と薩摩紬

## 都城木刀

昭和59年に県伝統的工芸品の指定を受ける

都城地域は森林資源が豊かで、古くより檜材を利用した柄木作りが盛んでした。

現在、実用品としての木刀だけではなく、歴史にみられる古流派の木刀の他、スヌケや黒壇など高級材の木質を生かした工芸的な木刀も製作され、全国の木刀の大半が本市で作られています。



都城木刀

◎問い合わせ 工業振興課 ☎23-2753

# 申告の準備をお願いします

工場や商店、農業などを営んでいる、また駐車場やアパートを貸しているなどの事業を行っている人は、毎年1月1日現在に所有している償却資産を、申告する必要があります。

◎問い合わせ 資産税課 ☎23-2124



## 「償却資産」とは？

固定資産税という「償却資産」とは、土地や家屋以外で事業用に使われる資産のことで、課税の対象となります。例えば、会社や個人で工場、商店、理・美容店、病院、建設業、アパート・貸家経営、農業などの事業をしている人が、その事業のために使用する構築物、機械、機具（器具）、備品などが償却資産に当たり、課税対象となります。

ただし、事業用に使用しているも、自動車のように自動車税（軽自動車税）の対象となっていないものなどは、除かれます。

また、償却資産の免税点は、150万円です。所有している償却資産の評価額（課税標準額）の合計が150万円未満の場合、固定資産税は課税されませんが、申告は必要です。

## Q 申告するものがない場合は？

A 償却資産は、法令で毎年申告することが義務付けられています。資産を所有していない場合や課税されない場合でも申告は必要です。正当な理由がなく申告をしなかった場合や虚偽の申告をした場合は、罰金などの罰則規定の対象となります。

## Q 確定申告のとき「減価償却資産申告」をする予定でも「償却資産申告」をしないといけないの？

A 「減価償却資産申告」は確定申告などで税控除を受けるために申告するもので、課税を目的とする固定資産税の「償却資産申告」とは違うものです。事業用として市内に所在する償却資産は、市長に対して申告しなければなりません。

## 申告の方法は？

12月下旬に申告書を送付します。それに償却資産の所有状況を記入し、1月末日までに資産税課、各総合支所市民生活課へ提出してください。

なお、確定申告などで使用する

## 具体的な対象物は？

1月1日現在で所有している事業用の構築物や機械、機具（器具）、備品などです。主な業種別の具体例は次の通りです。

### ◎飲食店

- ・厨房設備
- ・冷蔵庫
- ・レジスター
- ・応接備品



### ◎理・美容業

- ・理美容いす
- ・洗面設備
- ・サインポール
- ・タオル蒸し器



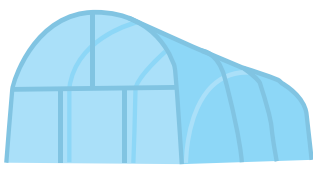
### ◎小売業

- ・ショーケース
- ・冷蔵ストッカー
- ・レジスター
- ・食品スライサー



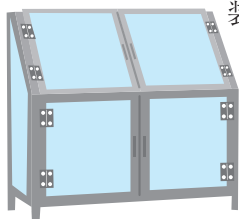
### ◎農業

- ・家畜用設備
- ・農業用器具
- ・ビニールハウス
- ・サイロ



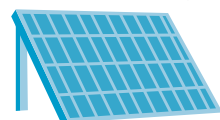
### ◎アパート・貸家経営

- ・アスファルト舗装
- ・駐輪場
- ・屋根付き車庫
- ・ごみ集積ボックス



### ◎各種共通

- 看板、駐車場舗装、外灯照明設備、受変電設備、空調設備、屋外給配水設備、太陽光発電設備（一般家庭の場合、全量売電であるもの）など



# 年末年始の交通安全

五十市保育園での交通安全教室



## 警察署別飲酒運転検挙状況

(平成25年1月1日～10月31日)

県全体	248件	(昨年-82)
1位 都城	43件	(昨年-7)
2位 宮崎南	28件	(昨年-8)
3位 宮崎北	26件	(昨年-49)
3位 延岡	26件	(昨年-10)
5位 日向	24件	(昨年+4)

### 本市の飲酒運転の状況

年末年始の慌ただしい時季を迎え、余裕のなさから、つい、おろそかな運転をしてしまうことがあります。

また、飲酒する機会も増えるこの時季。「飲んだら、乗らない」当たり前前を守り、本市から飲酒運転をなくしましょう。

◎問い合わせ

生活文化課 ☎23-7183

都城警察署管内における飲酒運転検挙件数は、平成19年から5年連続で県内最多。平成24年はワースト2位でしたが、検挙件数については平成23年からわずか4件の減少であり、飲酒運転者は後を絶たない現状です。なお、今年の飲酒運転検挙件数も、10月31日現在43件で県内最多となっています。

### 飲酒運転根絶に向けた取り組み

市では、街頭啓発活動、企業・団体が実施する交通安全教室で飲酒運転が体験できるゴーグルの貸し出しなどを行っています。また、飲食店で「ハンドルキーパーはお決まりですか？」と来客に呼びかけてもらうなど、飲酒運転をさせない環境づくりに取り組んでいます。

### 高齢者の交通事故も増加

昨年度、都城警察署管内の交通事故死者数は10人で、そのうち7人が65歳以上の高齢者でした。また、事故に遭った高齢者の多くは、1年以内に交通安全講習を受けていませんでした。

そこで本年は、高齢者が絡む事故を未然に防ぐため、高齢者を対象に交通事故防止対策を重点に取り組んでいます。

### 交通安全出前ミニ教室

地区の民生委員や自治公民館、住民からの要望に応じて都城地区交通安全協会の交通安全指導員が、公民館などの依頼された場所へ個別に訪問し、交通安全教室を開催しています。

本年は、特に、高齢者向けに運転免許の返納方法など「お得」で「なるほど」と思える教室を開催しています。出前ミニ教室の開催を希望する人は、生活文化課まで問い合わせください。

## 大人は子どもの手本です



都城地区交通安全協会  
交通安全指導員

あいか  
**鈴木 愛華さん** (南横市町)

都城地区交通安全協会は、保育園や小・中学校、公民館などで、参加者が楽しく交通ルールを学べるよう腹話術や、寸劇を取り入れた交通安全教室を行っています。

その他にも、年間を通し、広報車による交通安全啓発、歩行者や自転車に対する安全指導を行うなど、市町村や警察と連携しながら地域に密着した交通事故防止活動に取り組んでいます。

大人は子どもの手本です。大人が交通規則を守ることで、子どもにも自然と交通マナーが身に付きます。

また、年末年始を迎え、飲酒する機会も増えてきます。職場や地域のみんで飲酒運転しない、させない環境をつくっていきましょう。

見つめ直そう!

# 家庭での教育



家庭教育とは、保護者が子どもに家庭内で言葉遣いや会話の仕方、生活習慣など、生きていくために必要なことを身に付ける援助をすることで、全ての教育の出发点といえます。

近年、家庭での教育力が低下し、不安や悩みを抱えている保護者が増えているといわれています。

今回、本市の家庭教育の現状などを紹介しますので、家庭での教育について見つめ直してみませんか。

◎問い合わせ  
生涯学習課 ☎23-9545

## 低下している家庭の教育力

平成23年度に20歳～80歳までの市民を対象に実施したふれあいアンケートでは、約75%の市民が「家庭の教育力が低下している」と答えています。要因としては、しつけや家庭教育の仕方が分からない保護者や、人任せにする保護者が増えたと考えられています。

また、「家庭の教育力を向上させるためにどのような取り組みが必要か」という問いには、「地域で子どもを育てる意識を高める」や「相談機関の情報を広く知らせ

## 家庭教育学級に参加してみませんか

市内には、小・中学校、幼稚園などに保護者が家庭教育を学習できる家庭教育学級が、65学級開設されています。家庭での教育に関する事のほかに、趣向を凝らした学習会や視察研修など、年間を通して実施しています。

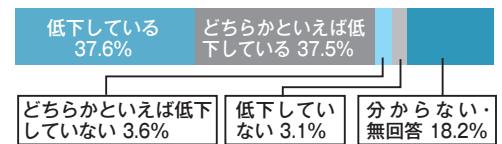
また、家庭教育学級は、ただ学ぶ場だけではなく、保護者同士の交流の場にもなっています。

家庭教育学級へ参加したい保護者は、子どもの通う幼稚園、小・中学校に問い合わせください。

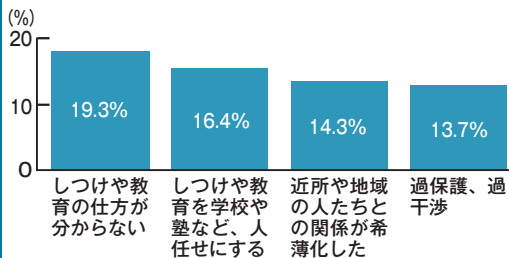
る」「講座や講演会の実施」などの取り組みが必要と回答しています。

## 平成23年度に実施したふれあいアンケートの結果

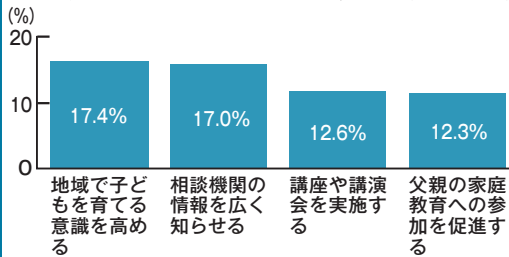
### ①家庭の教育力が低下していると思いますか？



### ②家庭の教育力が低下している要因は？(上位4項目)



### ③家庭の教育力を向上させるためには、どのようなことが必要と思いますか？(上位4項目)



## 教育相談「ふれあいコール」

ふれあいコールでは、子育てやしつけなどの相談のほかに、いじめや不登校などの学校教育に関する相談を受け付けています。

●日時 祝日、年末年始を除く  
8時30分～21時

※面接相談は10時～17時まで、事前の予約が必要

●場所 宮崎県教育研修センター  
(宮崎市阿波岐原町)

## 相談専用電話

☎0985-38-7654  
☎0985-31-5562

## 青少年育成・家庭教育講演会(無料)

心豊かでたくましく、行動力に富んだ子どもが育つように、全ての大人が子どもの良い手本となり、「家庭の教育力の向上」「地域の子どもは地域で守り育てる」という視点を深めてもらおうと講演会を開催します。

●日時 1月21日(火)

受付9時30分 開会10時

●場所 総合文化ホール

●内容 教育評論家親野智可等さんによる講演「『親力』で決まる子どもの将来」

## ◎申し込み

生涯学習課 ☎23-9545

# 快適な道路空間づくりに協力ください！



市では、道路バトロールを実施し、市民の皆さんが道路を安全に通行できるように維持管理を行っております。しかし、市道の延長は、約3、200<sup>キ</sup>にも及ぶため管理箇所も多く、良好な状態に保つには市民の皆さんの協力が不可欠です。自宅周辺の道路の除草をしたり、道路上に看板や商品などを置かないようにしたりするなど、快適な道路環境づくりに協力しましょう。

◎問い合わせ  
維持管理課 ☎23-2752  
総合支所管内は各建設課

## 道路に張り出した樹木の剪定をお願いします！

樹木が道路に張り出すと、車両や歩行者の通行の支障となります。また、道路標識などを見えにくくして、思わぬ事故にもつながります。

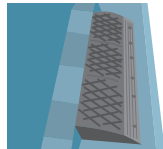
個人が所有する樹木を、市が勝手に切ることはできません。所有者の皆さんは、日頃から樹木を適正に管理するようお願いいたします。



## 歩道切り下げなどは市の許可を受けて施工しましょう！

歩道や縁石などが設置してある道路で、宅地内に乗り入れするため、撤去や切り下げの工事を実施する場合は、道路を管理する国や県、市の許可が必要です。市道の場合は、維持管理課または、各総合支所建設課へ申請書を提出して許可を受けてください。なお、この場合の工事費用は全て申請者の負担となります。

車道に突き出した段差解消ブロックや鉄板は、交通事故の原因になりますので、必ず申請して切り下げなどの工事をお願いします。



## 道路の破損箇所を見つけたら連絡してください！

道路の陥没や路肩の決壊、カーブミラーの破損などは、交通事故の原因になる場合があります。異状箇所を見つけたら、早急に維持管理課または各総合支所建設課へ連絡してください。



# どう変わったの？ ネットを利用した選挙運動



7月に行われた参議院選挙から全面的に解禁となったインターネット（ネット）を利用した選挙運動。本市では、来年1月26日（日）に行われる市議会議員選挙が2回目の選挙となります。その概要を問答形式で紹介しますので、ルールを守って正しく利用しましょう。

◎問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎23-7864

## Q どんなサービスが利用できるの？

A 選挙運動期間中、ホームページやブログ、ツイッター、フェイスブックなどのほか、動画共有サービス、動画中継サイトなどで政策などを配信できます。その場合は、誹謗中傷などの対策として、メールアドレスや返信用フォームのURLなどの表示が義務付けられています。

## Q どんな情報を知ることができるの？

A 候補者や政党の考え方を、いつでも知ることができるようになりました。また、ネットでの応援や友人との情報交換もできるようになりました。

## Q 有権者は電子メールを利用した選挙運動はできるの？

A 電子メールを使った選挙運動は、候補者や政党に限られていません。有権者はメールを使って選挙運動をしてはいけません。

## Q 未成年者はインターネット選挙運動ができるの？

A 未成年者の選挙運動は禁止されています。ネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。

## Q 誹謗中傷やなりすまし対策はどうなるの？

A 候補者に関し、虚偽の事項を公表したり、偽名で通信したりすると公職選挙法で処罰されます。また、人の名誉を傷つけたり侮辱したりした人も、名誉毀損罪や侮辱罪により処罰されます。

	候補者	政党	有権者
ウェブサイト※	○	○	○
電子メール	○	○	×

※ホームページ、ブログ、掲示板、動画共有サービスなど



送られてきた選挙運動用電子メールを、他人に転送してはいけません！